



羽曳野労働基準監督署発表
令和7年2月18日

羽曳野労働基準監督署
電話 072-942-1308

労働基準法違反の疑いで書類送検

～ 賃金不払いの疑い ～

令和7年2月18日、羽曳野労働基準監督署（署長 みわ 三輪 かずお 和生）は、建設業経営者を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

個人事業主A 男性 50歳
所在地 大阪府柏原市本郷
事業内容 建設業

2 違反条文等

労働基準法
同法第24条
同法第120条第1号（罰則）

3 事件の概要

被疑者Aは、大阪府柏原市本郷において、プラントの修理等の建設業を営む事業主であるが、法定の除外事由がないのに、労働者Bに対し、令和5年2月分、3月分の賃金を各所定支払日に支払わなかったものである。

4 参考事項

適用法条文等は別紙のとおり。

適用法条文等

労働基準法

(賃金の支払)

第 24 条

- 1 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のものでも支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

(罰則)

第 120 条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項（第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項（第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第百五条（第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者